

証券コード 4937  
2021年12月7日

株 主 各 位

東京都世田谷区上馬二丁目14番1号  
**株 式 会 社 W a q o o**  
代表取締役社長 **井 上 裕 基**

## 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、当日のご来場をお控えいただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面またはインターネットにより2021年12月21日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 1. 日 時** 2021年12月22日（水曜日）午後1時（受付開始 午後12時30分）
- 2. 場 所** 東京都渋谷区渋谷2丁目22番3号  
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
- 3. 目的事項  
報告事項** 第16期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
**決議事項**  
**第1号議案** 定款一部変更の件  
**第2号議案** 取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会会場においては、マスクの着用、手指等のアルコール消毒へのご協力をお願いいたします。
  - ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.waqoo.jp/>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。4 ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ●株主総会にご出席の場合



**日 時** 2021年12月22日（水曜日）午後 1 時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

### ●書面による議決権行使の場合



**行使期限** 2021年12月21日（火曜日）午後 6 時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

### ●インターネットによる議決権行使の場合



**行使期限** 2021年12月21日（火曜日）午後 6 時入力完了まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください

- 議決権行使書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権をインターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

# インターネットによる議決権行使についてのご案内

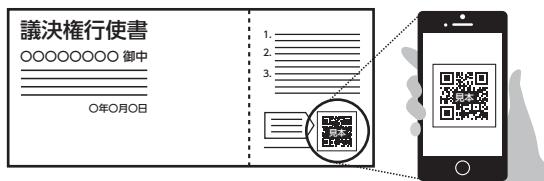
行使期限

2021年12月21日（火曜日）午後6時入力分まで

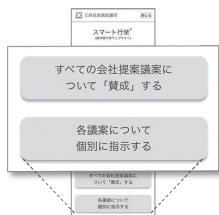
## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- ❶ 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ❷ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

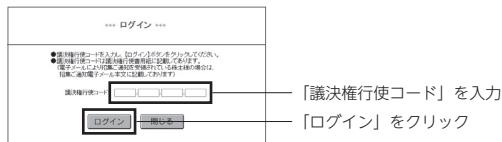
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- ❶ 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



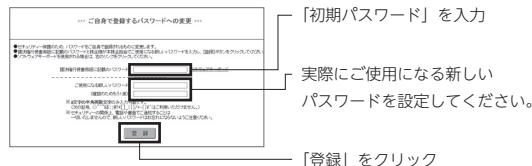
「次へすすむ」をクリック

- ❷ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

- ❸ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。  
「登録」をクリック

- ❹ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル  
☎0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1～10 (条文省略) (新設) <u>11</u> (条文省略)	第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1～10 (現行どおり) <u>11</u> 有価証券の取得、保有及び運用に関する事業 <u>12</u> (現行どおり)

## 第2号議案 取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役早川明宏氏が辞任により退任いたしますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
す しゃ たかのり 諏佐貴紀 (1973年1月24日生)	1997年10月 株式会社ダイナック 入社 2000年8月 株式会社シーボン 入社 2007年6月 同社執行役員 管理本部部長 2008年6月 同社取締役 管理部担当 2013年6月 同社常務取締役兼執行役員 社長室担当 2017年4月 同社事業開発本部担当 2019年7月 株式会社ニコリオ取締役 管理本部担当 2021年10月 当社入社 2021年11月 当社管理部長 (現任)	一株
(選任理由) 諏佐貴紀氏は、複数の企業で取締役として経営に携わってきた経験を持ち、2021年11月より当社管理部長としての職務を適切に遂行していることから、当社の企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります。

当社の主要事業である物販系分野におけるBtoC-EC市場規模におきましては、2020年に12兆2,333億円で前年比21.7%増となっており、そのうち化粧品、医薬品のEC市場規模は、7,787億円で前年比17.8%増と伸長しております(経済産業省2021年7月30日公表「電子商取引に関する市場調査」より)。

このような状況のなか、当事業年度におきましては、広告宣伝費の投下による新規顧客獲得、新ブランドの立ち上げやブランディング広告による認知度向上を図りました。さらに各種CRM施策の実施、卸売販売は引き続き伸長したことから、商品の出荷本数が増加いたしました。なお、コロナ禍においても当社の商流(仕入や物流)や顧客動向に大きな変化は生じていないことから、新型コロナウイルス感染症の影響は当事業年度において軽微であります。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,684,258千円(前事業年度比4.0%増加)、営業利益149,296千円(前事業年度比39.1%増加)、経常利益140,585千円(前事業年度比29.4%増加)、当期純利益116,116千円(前事業年度比17.7%増加)となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、9,577千円であります。投資の内容は主に、チャット型カートシステムの導入であります。

また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

### (3) 資金調達の状況

2020年12月29日に第三者割当増資を行ったほか、2021年6月29日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額523,043千円の資金調達を行いました。

また、短期借入として株式会社三井住友銀行より100,000千円、長期借入として株式会社りそな銀行より200,000千円、株式会社三菱UFJ銀行より100,000千円、株式会社きらぼし銀行より100,000千円の資金調達を行いました。なお、当座貸越を株式会社りそな銀行にて50,000千円、株式会社三菱UFJ銀行にて50,000千円、株式会社みずほ銀行にて40,000千円、株式会社三井住友銀行にて40,000千円実行しております。

### (4) 対処すべき課題

#### ① D2C事業の強化

D2C事業の強化を図るため、化粧品の企画・販売に注力してまいります。また、CRMによる定期的な顧客とのコミュニケーションを通じた既存顧客の囲い込み及び顧客ニーズに応える商品の企画・開発、各メディアにおけるマーケティングによる認知度の向上とブランディングの強化推進を行うことで、更なる事業拡大を図ってまいります。

#### ② 新商品の展開について

主力のスキンケア商品に加えて、継続的に新商品を投入することで、新規顧客の獲得及び既存顧客のクロスセル向上に繋げてまいります。

#### ③ 顧客層の拡大について

当社の顧客はF2層を中心に商品をご購入いただいておりますが、今後はタレントタイアップやSNSを活用し、従来の顧客層以外にも当社及び当社の商品を認知していただき、利用者を増やしてまいります。

#### ④ 海外展開について

当社はこれまでにアジア各国での販売実績を有しておりますが、現在は主に台湾で海外事業を展開しております。今後は、海外情勢を勘案しつつ展開地域を拡大してまいります。

#### ⑤ 優秀な人材確保と人材育成

当社の企業規模の拡大及び成長のためには、顧客ニーズにあったサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、才能豊かな人材がチームワークを発揮していく必要があります。当社では、採用活動を積極的に推進するとともに、優秀な人材にはチャレンジで

きる事業機会を与えることで成長を促し、個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

#### ⑥ 経営基盤及び内部管理体制の強化

当社は、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築が必要と認識し、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化及び金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識し、最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第13期 (2018年9月期)	第14期 (2019年9月期)	第15期 (2020年9月期)	第16期(当期) (2021年9月期)
売上高	2,172,610 千円	3,386,006 千円	4,504,914 千円	4,684,258 千円
経常利益又は 経常損失(△)	15,541 千円	△793,999 千円	108,607 千円	140,585 千円
当期純利益又は 当期純損失(△)	22,162 千円	△794,530 千円	98,637 千円	116,116 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純損失(△)	100.28 円	△324.74 円	36.45 円	41.61 円
総資産	780,519 千円	1,002,033 千円	1,178,758 千円	1,901,257 千円
純資産	311,233 千円	62,688 千円	161,326 千円	800,544 千円
1株当たり純資産額	1,408.30 円	23.16 円	59.61 円	266.72 円

(注) 当社は、2020年6月25日付で普通株式1株につき5株の割合で、また2021年3月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

- (6) 重要な親会社及び子会社の状況  
該当事項はありません。

- (7) 主要な事業内容

事業	主要内容
D2C事業	デジタルマーケティングを活用したオリジナルブランド（化粧品等）の企画・開発及び自社のECサイト等を通じた一般消費者への販売

- (8) 事業所の状況

本社	東京都世田谷区

- (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
72名	13名増

- (10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	391,747 千円
株式会社三菱UFJ銀行	180,028 千円
株式会社みずほ銀行	84,989 千円
株式会社きらぼし銀行	80,540 千円
株式会社三井住友銀行	40,000 千円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年9月30日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 10,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 3,001,178株  |
| (3) 株主数      | 1,516名      |
| (4) 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
株式会社M&M	1,081,300 株	36.03 %
井上 裕基	655,460 株	21.84 %
ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合	297,900 株	9.93 %
株式会社ベクトル	79,000 株	2.63 %
松井証券株式会社	62,900 株	2.10 %
株式会社オークファン	55,450 株	1.85 %
SBI4&5投資事業有限責任組合	54,056 株	1.80 %
株式会社SBI証券	48,200 株	1.61 %
株式会社セレス	45,450 株	1.51 %
みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合	42,300 株	1.41 %

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2021年3月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
- ② 2021年6月28日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数が191,400株増加しております。
- ③ 2021年7月27日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が76,400株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

#### ① 第4回新株予約権

発行決議日	2016年6月30日	
新株予約権の数	4,088個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式40,880株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない	
権利行使期間	2018年7月1日から2026年6月30日まで	
行使の条件	(注) 2	
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数：4,000個 目的となる株式の数：40,000株 保有者数：1名

(注) 1. 2020年6月25日付で普通株式1株につき5株の割合で、2021年3月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

#### 2. 行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任し、若しくは定年退職した場合、または、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が、日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月の期間が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 権利行使期間中に死亡した割当てを受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、その行使期間は被付与者の死後半年以内とする。また再承継はできない。
- (4) その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権申込書兼割当契約書」で定めるところによる。

## ② 第7回新株予約権

発行決議日	2019年9月26日	
新株予約権の数	1,876個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式18,760株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない	
権利行使期間	2021年9月27日から2029年9月26日まで	
行使の条件	(注) 2	
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数：1,400個 目的となる株式の数：14,000株 保有者数：1名

(注) 1. 2020年6月25日付で普通株式1株につき5株の割合で、2021年3月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

### 2. 行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任し、若しくは定年退職した場合、または、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が、日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月の期間が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 権利行使期間中に死亡した割当てを受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、その行使期間は被付与者の死後半年以内とする。また再承継はできない。
- (4) その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権申込書兼割当契約書」で定めるところによる。

## ③ 第8回新株予約権

発行決議日	2020年10月14日	
新株予約権の数	7,680個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式15,360株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない	
権利行使期間	2022年10月15日から2030年10月14日まで	
行使の条件	(注) 2	
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数：1,000個 目的となる株式の数：2,000株 保有者数：1名

(注) 1. 2021年3月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## 2. 行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位にあることを要す。ただし、新株予約権者が任期満了により退任し、若しくは定年退職した場合、または、取締役会より特例として権利行使を認める旨の書面による承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が、日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月の期間が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 権利行使期間中に死亡した割当てを受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、その行使期間は被付与者の死後半年以内とする。また再承継はできない。
- (4) その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権申込書兼割当契約書」で定めるところによる。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

当事業年度中に当社従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権は、(1)③に記載の第8回新株予約権のとおりであり、その合計は次のとおりであります。

	名称	個数	交付者数
当社従業員	第8回新株予約権	6,680個	25名

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社の企業価値の増大を図ることを目的として、現在及び将来の当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者向けのインセンティブプランとして、高橋俊和氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」を設定しており、当社は本信託に基づき、高橋俊和氏に対して第9回新株予約権を発行しております。第9回新株予約権のうちA01については、社外協力者2名及び当社従業員2名に対して交付されており、高橋俊和氏との信託契約は終了しております。

#### 第9回新株予約権

発行決議日	2020年12月16日
新株予約権の数	70,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式140,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき1円
権利行使期間	2022年1月1日から2030年12月27日まで
行使の条件	(注)1

#### (注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、2021年9月期から2025年9月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が、100億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 2. 第9回新株予約権の詳細

当社の代表取締役社長である井上裕基は、2020年12月16日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月28日付で、高橋俊和を受託者として、「新株予約権信託」（以下、「本信託（第9回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第9回新株予約権）に基づき高橋俊和に対して、第9回新株予約権（2020年12月25日定時株主総会決議）を発行しております。本信託（第9回新株予約権）の内容は以下のとおりです。

名称	新株予約権信託
委託者	井上裕基
受託者	高橋俊和
受益者	受益者候補の中から本信託（第9回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより指定された者
信託契約日(信託契約開始日)	2020年12月21日
信託の種類と新株予約権	(A01)40,541個 (A02)29,459個
信託期間満了日	(A01)東京証券取引所マザーズ市場またはこれに類する市場に上場した3か月を経過した日(営業日でないときは翌営業日とする。) (A02)普通取引終値ベースの時価総額が1,000億円を超過した日から1か月が経過した日または2029年12月30日のいずれか早い日(営業日でないときは翌営業日とする。)
信託の目的	(A01)に第9回新株予約権40,541個(1個当たり2株) (A02)に第9回新株予約権29,459個(1個当たり2株)
受益者適格要件	当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者の中から、本信託(第9回新株予約権)に係る信託契約の規定に基づき当社が受益者として指定したものを受益者とします。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年9月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	井上裕基	
専務取締役	中上慶一	事業統括部長
取締役	早川明宏	管理部長
取締役	池上久	
常勤監査役	山寄秀雄	
監査役	渡邊哲人	税理士法人渡邊リーゼンバーグ 代表社員 東京税理士会 常務理事
監査役	伊倉吉宣	伊倉総合法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役池上久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役渡邊哲人氏、伊倉吉宣氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役池上久氏、監査役渡邊哲人氏、伊倉吉宣氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役山寄秀雄氏は、監査法人における長年の勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役渡邊哲人氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 6. 社外監査役の兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。  
 7. 当事業年度中に辞任した取締役は、次のとおりであります。

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
有賀貞一	2021年3月31日	社外取締役 AITコンサルティング株式会社代表取締役
林信明	2021年4月22日	取締役 株式会社エイ・トラスト・パートナーズ代表取締役 株式会社ポリゴン・ピクチュアズ・ホールディングス代表取締役

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役池上久氏、監査役山崎秀雄氏、監査役渡邊哲人氏及び監査役伊倉吉宣氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られます。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社全体の業績、業績に対する貢献度等を勘案して固定の基本報酬を決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2008年12月26日開催の第3回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は1名(社外取締役はおりません。)です。

監査役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である井上裕基が取締役の個人別の固定報酬の額の具体的内容を決定しております。

この権限を委任した理由は、業績動向を俯瞰しつつ、各取締役の業績貢献度も勘案して、各取締役の個別報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適しているためであり

ます。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬の内容を確認した結果、取締役の役位、職責、在任年数等に基づき決定されていることから、当社方針に沿うものであると判断しております。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	94,200 (2,800)	94,200 (2,800)	—	—	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,400 (4,800)	11,400 (4,800)	—	—	3 (2)

(注) 上表には、2021年3月31日をもって辞任した社外取締役1名、2021年4月22日をもって辞任した取締役1名が含まれております。

#### (5) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	池 上 久	2021年2月12日就任以降に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、適宜発言を行っております。また、企業経営における豊富な経験と知見に基づき、独立した立場から当社の経営全般に有益かつ幅広い助言・提言を行い、経営の監視・監督の役割を適切に果たしております。
監査役	渡 邊 哲 人	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席しており、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	伊 倉 吉 宣	当事業年度に開催された取締役会23回のうち23回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称  
EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	26,000	千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,500	千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業内容や事業規模に照らして適切であるかについて妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する事案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) コンプライアンスに関する基本方針を定め、経営の最優先課題としてコンプライアンス活動に取り組む。
  - (b) 定期的開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、相互に取締役の職務執行を監視・監督する。
  - (c) 取締役及び使用人に対して、当社の一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓蒙を適宜実施し、浸透を図る。
  - (d) 定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守状況を確認し、代表取締役に報告する。
  - (e) 職制を通じての是正が機能しない場合には、内部通報制度により通報するものとする。この場合、通報することにより不利益がないことを確保する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報その他重要な書類等を適切に保存・管理する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 企業活動に潜在するリスクを特定し、平時からその低減及び危機発生の未然防止に努めるため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設けて、重大な危機が発生した場合に即応できる体制を構築する。
  - (b) 各部門から洗い出したリスクを網羅的・総括的に管理し、重要度、緊急度及び頻度等を検討したうえで予防策を講じる。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、社内規程を整備し各役職者の権限及び責任の明確化を図る。
  - (b) 中期経営計画及び年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行う。
  - (c) 取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定を行うとともに職務執行状況を報告し、相互に取締役の職務執行を監視・監督する。

- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
  - (b) 当該使用人が監査役の職務執行を補助する場合には、監査役の指揮命令に従うものとする。
  - (c) 当該使用人の人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得るものとする。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告したものが当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - (b) 取締役及び使用人は、会社に重要な影響を及ぼす事項について、監査役会もしくは常勤監査役に報告する。
  - (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに対応する。
  - (d) 監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- g 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還の請求をしたときは、内容確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理する。
- h その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。
  - (b) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を行うほか、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
  - (c) 監査役が必要と認める場合には、外部専門家を独自に起用できる。

- i 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - (a) 「反社会的勢力対応規程」を設け、反社会的勢力と関係排除を、全ての役職員に対して周知徹底を図る。
  - (b) 取引先等につき、反社会的勢力との関係の有無を確認するとともに、外部関係機関等からの情報収集に努める。
  - (c) 反社会的勢力の介入を防止するため、警察当局、暴力団追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。
  
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
  - 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
  - ① コンプライアンス
    - リスク・コンプライアンス規程に基づき、当社の役職員に対し、関係法令・社内規程等に関する理解を深めることを目的として、定期的に勉強会を開催しております。
  
  - ② リスク管理体制
    - 当社のリスクの洗い出しと分析・評価を行い、リスク・コンプライアンス委員会において当該リスクの管理状況について報告しております。
  
  - ③ 内部監査
    - 内部監査規程に基づき、内部監査室が当社の全ての部署を対象として内部監査を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,874,702</b>	<b>流動負債</b>	<b>711,739</b>
現金及び預金	1,042,693	買掛金	47,208
売掛金	358,308	短期借入金	180,000
商品	248,486	1年内返済予定の長期借入金	208,330
原材料及び貯蔵品	46,566	未払金	173,151
前払費用	178,614	未払費用	41,479
その他	33	未払法人税等	21,377
<b>固定資産</b>	<b>26,554</b>	未払消費税等	33,407
有形固定資産	779	返品調整引当金	1,860
工具、器具及び備品	779	預り金	4,924
無形固定資産	19,889	<b>固定負債</b>	<b>388,974</b>
ソフトウェア	19,889	長期借入金	388,974
投資その他の資産	5,885	<b>負債合計</b>	<b>1,100,713</b>
その他	5,885	<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>800,486</b>
		資本金	570,814
		資本剰余金	562,814
		資本準備金	562,814
		利益剰余金	△333,141
		その他利益剰余金	△333,141
		繰越利益剰余金	△333,141
		<b>新株予約権</b>	<b>57</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>800,544</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,901,257</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,901,257</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,684,258
売上原価		902,656
売上総利益		3,781,601
返品調整引当金繰入額		1,860
差引売上総利益		3,779,741
販売費及び一般管理費		3,630,445
営業利益		149,296
営業外収益		
受取利息	1,506	
償却債権取立益	3,200	
雑収入	707	5,414
営業外費用		
支払利息	4,307	
株式交付費	1,534	
株式公開費用	7,832	
為替差損	69	
雑損失	380	14,124
経常利益		140,585
税引前当期純利益		140,585
法人税、住民税及び事業税	20,667	
法人税等調整額	3,801	24,468
当期純利益		116,116

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から  
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	309,292	301,292	301,292	△449,258	△449,258	161,326
事業年度中の変動額						
新株の発行	261,521	261,521	261,521			523,043
当期純利益				116,116	116,116	116,116
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)						—
事業年度中の変動額合計	261,521	261,521	261,521	116,116	116,116	639,160
当期末残高	570,814	562,814	562,814	△333,141	△333,141	800,486

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	161,326
事業年度中の変動額		
新株の発行		523,043
当期純利益		116,116
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)	57	57
事業年度中の変動額合計	57	639,217
当期末残高	57	800,544

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
商品・原材料及び貯蔵品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  
2. 固定資産の減価償却の方法  
(1)有形固定資産 …………… 定率法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
工具、器具及び備品 4～10年  
(2)無形固定資産 …………… 定額法  
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づいております。
  
3. 引当金の計上基準  
(1)貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度において回収不能見込額はないため、貸倒引当金を計上しておりません。  
(2)返品調整引当金 …………… 返品による損失に備えるため、過去の返品率等に基づき、返品による損失見込額を計上しております。
  
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
(1)消費税等の処理方法 …………… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
(2)繰延資産の処理方法  
株式交付費 …………… 支出時に全額費用処理しております。

### (表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

たな卸資産の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	248,486千円
原材料及び貯蔵品	46,566千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

たな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、直近の売却価格等に基づき算定した正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とする方法を採用しております。

また、営業循環過程から外れたたな卸資産については、使用期限までの期間に応じて帳簿価額を定期的に切下げる方法や、将来の販売見込数を上回る水準となっている過剰在庫の帳簿価額を切下げる方法を採用しております。

②主要な仮定

営業循環過程から外れたたな卸資産の評価における主要な仮定は販売可能期間と販売見込数であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

過去の販売実績等に基づく需要予測に基づきたな卸資産を発注し保有しておりますが、顧客ニーズの変化等により、営業循環過程から外れた商品が生じる可能性があります。そのため、滞留在庫及び過剰在庫の評価は見積りの不確実性が高く、その見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症による影響については、現時点において当社の商流や顧客動向に大きな変化は生じていないことから、業績に与える影響は軽微であると仮定し、たな卸資産の評価や繰延税金資産の回収可能性などの会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や影響については大きく変動する可能性があり、その場合、将来における財務状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

有形固定資産の減価償却累計額 7,973千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 3,001,178株
2. 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 87,060株

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	219,452 千円
貸倒引当金	21,885 //
その他	5,086 //
繰延税金資産小計	246,424 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△219,452 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△26,971 //
評価性引当額小計	△246,424 千円
繰延税金資産合計	— 千円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき必要な資金は銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資資金であります。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に基づき、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ②資金調達に係る流動性のリスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新する等の方法により流動性リスクを管理しています。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (5)信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち87.3%が特定の大口顧客3社に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,042,693	1,042,693	—
(2) 売掛金	358,308	358,308	—
資産計	1,401,001	1,401,001	—
(1) 買掛金	47,208	47,208	—
(2) 未払金	173,151	173,151	—
(3) 短期借入金	180,000	180,000	—
(4) 長期借入金(注) 1	597,304	596,475	△828
負債計	997,664	996,835	△828

(注) 1. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

### 2. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

##### (1) 買掛金、(2) 未払金、並びに(3) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産 266円72銭

1 株当たり当期純利益 41円61銭

(注) 当社は2021年3月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月24日

株式会社Waqoo  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 勇  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 慎吾  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Waqooの2020年10月1日から2021年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月24日

株式会社Waqoo	監査役会			
常勤監査役	山 崎 秀 雄	ⓧ		
社外監査役	渡 邊 哲 人	ⓧ		
社外監査役	伊 倉 吉 宣	ⓧ		

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都渋谷区渋谷 2丁目22番 3号  
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA



### 〔交 通〕

- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅  
東口より徒歩3分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅  
B5番出口より徒歩2分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅  
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
- 京王井の頭線「渋谷」駅  
中央口より徒歩6分